

第21期第5回福島県内水面漁場管理委員会

資料

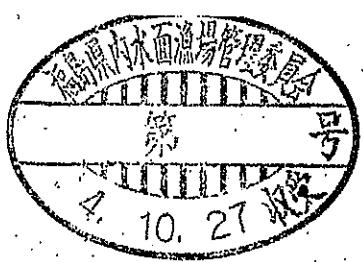
福島県内水面漁場管理委員会

議 案**遊漁規則変更認可（内共第27号）について（諮問）****内共第27号 魚沼漁業協同組合**

諮問文（写）	1
新旧対照表	2
審査一覧	9
遊漁規則変更認可申請書（写）	10
答申文（案）	11

報告事項**内水面漁場計画の素案について**

内水面漁場計画の素案について	12
漁業権制度について	16
別紙1 現在の漁業権免許状況	18
別紙2 第五種共同漁業権 漁場計画素案一覧表	20
別紙3 第五種共同漁業権一斉事務切替事務日程	21



写

議案

4 生流第1286号
令和4年10月27日

福島県内水面漁場管理委員会長様



遊漁規則変更認可（内共第27号）（魚沼漁協）について（諮問）
のことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者 魚沼漁業協同組合代表理事組合長 皆川 雄二

2 遊漁規則変更の内容及び理由

(1) 内容

- ① 遊漁料の納付方法の追加
- ② 遊漁承認証に関する事項の追加
- ③ 遊漁承認証の変更及び追加

(2) 理由

遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促すとともに、管理負担減による収益性の改善を見込むもの。

遊漁承認証の不正使用防止のため取り扱いを定めるもの。

納付方法の追加等に伴う様式の改正。

3 添付書類

(1) 遊漁規則変更新旧対照表

(2) 遊漁規則変更認可に係る審査一覧

(事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379)

魚沼漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

	変 更 (案)	現 行
第一条～第七条 略		
(遊漁料の額及び納付方法)		
第八条 略		
2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する事ができる。		
(1)魚沼漁業協同組合事務所		
(2)魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所		
(3)組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)(遊漁承認証に関する事項)		
第九条 略		
2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第三号とする。		
3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。		
(遊漁に際し守るべき事項)		
第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。		
2～3 略		
第十一條～第十二条 略		
附 則		
この規則は、認可の日から施行する。		

変更後

別記様式第1号 年券 表

現行

別記様式第1号

遊漁承認証

表

魚沼漁證D第 号 新13、14号 福27号	
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
写真貼付	
住所	魚沼漁業協同組合 ④ 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261
氏名	年齢 歳 遊漁料金 円
承認期間	令和一年 月から令和 年 月まで 才
魚種	イワナ・ヤマメ(10月1日以降禁漁) ニジマス(10月1日以降禁漁、新潟県のみ有効) コイ・フナ・ウグイ・ワカサギ
遊漁料金	4,800円(税込)
注意事項	<p>1. 本証は、他人に貸与することができます。 2. 本証は、遊漁の際は常に腕章に入れて携行し、監視員の要求があれば提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。 4. 本証であゆ漁はできません。</p>

魚沼漁證第 号 遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
写真貼付	
発行者	魚沼漁業協同組合 ④
住所	
氏名	年齢 歳 遊漁料金 円
承認期間	年 月まで 才
魚種	
遊漁者	

1. 本証は、他人に貸与してはならない。
2. 本証は、遊漁の際は常に腕章に入れて携行し、監視員の要求があれば提示しなければならない。
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
4. 本証であゆ漁はできません。

○には遊漁承認証の発行年度を記載する

変更後

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。
遊漁区域 内共第13号・第14号、福島県内共第27号の区域只見川及び北ノ又川(石泡橋上流を除く)、中ノ壁川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢、アカナリ沢等の新潟県側から只見川に注ぐ支流全部。奥只見発電所堰堤上流500メートルの区間を除く奥只見湖(片貝沢を含む)。袖沢と只見川との合流点から下流大鳥ダムまでの大鳥湖及び袖沢。

キャッチアンドリリース区間の設置及び深捕尾数の制限

次の表の魚種については、表の区域で4月21日から9月30日までの間、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

魚種	区域
いわな・やまめ・ （新潟県のみ有効）	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池溝上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表側内国有林205林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 ④魚沼市地内大津越小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.65と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.66を結んだ線から上流域の仕入沢

現行

裏

漁具・漁法 竿釣りに限る

遊漁区域

漁具・漁法 竿釣りに限る

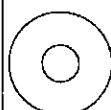
遊漁区域

変更後

現行

(新設)

令和年



1日
限り

新13、14号 福27号
遊漁券

4月 5月 6月 7月 8月 9月 月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

◆書き直してある遊漁券は無効です。

¥ 1,050 (税込)
(現場交付 税1,575税込)

発行者
魚沼漁業協同組合 (印)
魚沼市佐梨 1105-16
TEL 025-792-0261

扱
者

◆良く見える所につけて下さい。

変更後

現行

別記様式第1号 日券 裏

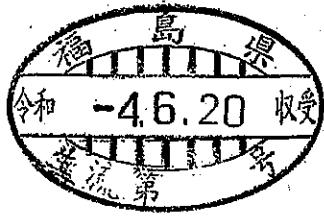
1. 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそぞぐ河川とする。ただし、北ノ又川石抱橋上流区域は除く。
 2. 遊漁の際、本券を外部から見易い箇所に着装すること。
 3. 漁場監視員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
 4. 他人の迷惑になる行為はつづめること。
 5. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めたときは、その遊漁を中止させる。
 6. 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第8条に基き、525円（税込）を加えた金額をいただきます。
 7. 本券は接続漁業はできません。（キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限）
- 次の表のアの魚種について、イの区域でウの期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな・やまめ・にじます（新潟県のみ有効）	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 ④魚沼市地内大津坂小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No56を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日から9月30日まで

変更後		現行
<p>別記様式第3号（第9条関係）</p> <p>年 <u>月</u> 日 <u>日遊漁券（銀山）</u> (新設)</p> <p>住 所 ○○○○○○○○ 氏 名 ○○○○</p> <p>遊漁料金 1050円</p> <p>取扱者 魚沼漁業協同組合</p> <p>魚 種 いわな、やまめ、にじます（新潟県のみ有効）、 うぐい、こい、ふな、わかさぎ</p> <p>漁具／漁法 竿釣り</p> <p>遊漁区域 奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそぞぐ河川</p> <p>注意事項</p> <p>1. 游漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそぞぐ河川とする。ただし、北ノ又川石抱橋上流区域は除く。 2. 游漁の際、本券を外部から見易い箇所に着装すること。 3. 渔場監視員の要求があつたときは、本券を提示しなければならぬ。 4. 他人の迷惑になる行為ははつしむこと。 5. 本券を持った游漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その游漁を中止させる。</p>		

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者		内共第27号 魚沼漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 通常総会議事録謄本 5 通常総会議案書（令和4年度）
変更内容		① 遊漁料の納付方法の追加（第8条） ② 遊漁承認証に関する事項の追加（第9条、第10条） ③ 遊漁承認証の変更及び追加
変更理由		<p>遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促すとともに、管理負担減もよる収益性の改善を見込むもの。</p> <p>遊漁承認証の不正使用防止のために取り扱いを定めるもの。</p> <p>納付方法の追加等に伴う様式の改正。</p>
水第 48 条 第 50 協 条 第 52 条 関 法 係	総会の議決	令和4年5月29日（日）
	総代数	95名
	出席した総代数	90名 (本人出席78名、委任状によるもの12名)
	賛成者数	89名（議長を除く全員）賛成（出席者77名、委任状によるもの12名を含む）
	適否	適
	漁第 1 7 業 0 条 関 法 係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否 遊漁料の額が妥当なものであることの適否
		適 一 (遊漁料の額に関して変更なし)



写

遊漁規則変更認可申請書

令和 4 年 6 月 15 日

福島県知事様

新潟県魚沼市佐梨 1105-16

魚沼漁業協同組合

代表理事組合長 皆川 雄二

平成 25 年 5 月 17 日福島県告示第 356 号によって公示された内共第 27 号に係る第五種共同漁業権について、別添のように魚沼漁業協同組合内共第 27 号第五種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

(案)

4 内水漁管委第 号

令和 4 年 1 月 日

福島県知事様

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜優

公印

遊漁規則変更認可（内共第 27 号）について（答申）

令和 4 年 10 月 27 日付け 4 生流第 1286 号で 諮問ありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

記

（事務担当 書記 村上 電話 024-521-7379 福島県水産課内）

O

O

内水面漁場計画の素案について

1 根拠

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事は、その管轄に属する内水面について、5 年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している漁業権の存続期間が令和 5 年 8 月 31 日で満了となることから、令和 5 年 9 月 1 日以降の内水面漁場計画を定めることとなる。

2 現在の漁業権免許状況

種類	免許件数	存続期間	免許の状況
第 5 種共同漁業	28	H25. 9. 1～R5. 8. 31	別紙 1 のとおり

3 漁場計画作成に向けた考え方

法第 67 条第 2 項により準用する法第 63 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、現在免許している漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断されることから、当該漁業権とおおむね等しいと認められる内容を漁場計画として設定する。

一部の漁業権漁場においては、原発事故による出荷制限等の対象となり、活用ができない漁業種類がある。これについては、制限の解除後、速やかに活用できるよう、現在免許している漁業権を漁場計画として設定する。

(1) 漁場計画の内容（※は現在の内容から変更を検討している事項）

定める事項 (法第 62 条第 2 項)	内 容 【共同漁業権】
漁業権について	
漁場の位置	現行免許と同様
漁場の区域	現行免許と同様
漁業の種類 ※	変更内容は 3 (2) に記載
漁業時期 ※	変更（追加）内容は 4 に記載
存続期間	R5. 9. 1～R15. 8. 31
個別漁業権・団体漁業権の別（区画漁業権のみ）	
関係地区	現行免許と同様
条件	現行免許と同様
漁業権の設定に関し 必要な事項	現行免許と同様

(2) 漁業の種類の変更内容について

漁場計画の検討にあたり、現在免許している漁業権者へ要望調査及びヒアリングを実施した。

個別の要望の内容及び検討の結果は以下のとおり。

(別紙2) 漁場計画素案一覧を参照

ア 真野川漁業協同組合

要望内容

内共第1号の第5種共同漁業権の対象魚種として「もくずがに」の追加。

要望理由

今後の資源活用を図りたい。現在、試験的に種苗放流を実施しているもの。

検討結果

内共第1号の第5種共同漁業権の対象魚種として「もくずがに」を追加する。

平成15年、平成25年の免許切替時においても同様の要望が出されていたもの。モクズガニは県内の他漁協において設定のない新規魚種であることから、放流にかかる種苗供給が課題とされた。

現状では、以下の理由により、計画的に増殖事業を履行することが可能と考えられる。

- ① 放流用種苗(稚ガニ)は、(公財)山形県水産振興協会で生産されており、調達が可能であること。
- ② 真野川漁協においては、すでに試験的な放流に取り組んでいること
(令和4年実績)

放流尾数：モクズガニ稚ガニ 700尾

放流時期：9月

備 考：県内水面漁連を通じて調達。令和3年も実績あり。

- ③ 岩手県及び山形県で漁業権魚種の設定あり。両県とも、目標増殖量の達成にかかる放流は、放流用種苗により実施している。

イ 富岡川漁業協同組合

要望内容

内共第6号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うなぎ」の追加。

要望理由

今後の資源活用を図りたい。現在、うなぎ生息場所を試験的に造成するなど生息域保全活動に取り組んでいる。

検討結果

内共第6号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うなぎ」を追加をする。

ウ 久慈川第一漁業協同組合

要望内容

内共第12号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うなぎ」の追加。

要望理由

今後の資源活用を図りたい。現在、うなぎ生息場所を試験的に造成するなど生息域保全活動に取り組んでいる。

検討結果

内共第12号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うなぎ」を追加する。

エ 猪苗代・秋元漁業協同組合

要望内容

内共第13号の第5種共同漁業権の対象魚種として「わかさぎ」の追加、「うなぎ」の削除。

要望理由

「わかさぎ」については、遊漁実態があり、今後の資源活用を図るもの。

「うなぎ」については、行使実態がなく、また、種苗放流による増殖効果を実感できない。増殖経費の節減に努めるもの。

検討結果

内共第13号の第5種共同漁業権の対象魚種として「わかさぎ」を追加し、「うなぎ」を削除する。

オ 檜原漁業協同組合

要望内容

内共第15号及び内共第16号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うぐい」、「うなぎ」の削除。

要望理由

「うぐい」、「うなぎ」については、行使実態がなく、また、種苗放流による増殖効果を実感できない。増殖経費の節減に努めるもの。

検討結果

内共第15号及び内共第16号の第5種共同漁業権の対象魚種として「うぐい」、「うなぎ」を削除する。

力 阿賀川非出資漁業協同組合

要望内容

内共第18号の第5種共同漁業権の対象魚種として「わかさぎ」、「あゆ」の削除。

要望理由

「わかさぎ」については、行使実態がない。

「あゆ」は、増殖経費と収入の不均衡や遊漁者数の減少による。増殖経費の節減に努めるもの。

検討結果

内共第18号の第5種共同漁業権の対象魚種として「わかさぎ」、「あゆ」を削除する。

キ 南会東部非出資漁業協同組合

要望内容

内共第20号の第5種共同漁業権の対象魚種として「こい」の削除。

要望理由

「こい」については、行使実態がない。

検討結果

内共第20号の第5種共同漁業権の対象魚種として「こい」を削除する。

ク 只見川漁業協同組合

要望内容

内共第21号の第5種共同漁業権の対象魚種として「ふな」「あゆ」の削除。

要望理由

「ふな」については、行使実態がない。

「あゆ」については、増殖経費と収入の不均衡や遊漁者数の減少による。増殖経費の節減に努めるもの。

検討結果

内共第21号の第5種共同漁業権の対象魚種として「ふな」「あゆ」を削除する。

4 漁業時期の変更(追加) 内容について

(1) もくづがに漁業

もくづがに漁業の漁業時期については、周年を設定し、制限が必要な場合には漁業権行使規則において定めるものとする。

漁業権制度について

1 漁業権とは
行政行為である免許により取得される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利。
その種類や定義、本県の免許の状況は以下のとおり。

種類	定義	存続期間	本県の免許の状況	
			設定の有無又は内容	存続期間
定置漁業権	定置漁業を営む権利	漁具を定置して営む漁業 漁網の設置水深が27メートル（沖縄県は15メートル） 以上であるもの	5年 なし	—
区画漁業権	第1種区画漁業	一定の区域内において、石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業	5年 松川浦：のり、わかめ、こんぶ、かきの養殖	H30. 9. 1～R5. 8. 31
	第2種区画漁業	土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業	5年 こい養殖等	H31. 1. 1～R5. 12. 31
	第3種区画漁業	一定の区域内において営む養殖業であって、第1種・第2種以外のもの	5年 松川浦：あさり、かきの養殖（地まき）	H30. 9. 1～R5. 8. 31
共同漁業権	第1種共同漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業	10年 あわび、うに、ほつあき、わかめ等	H25. 9. 1～R5. 8. 31
	第2種共同漁業	海面において網漁具を移動しないよううに敷設して営む漁業で定置漁業以外のもの	10年 磯魚・底魚・雜魚・かに・えび・さけ・角網漁業	H25. 9. 1～R5. 8. 31
	第3種共同漁業	地引き網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業等	10年 なし	—
	第4種共同漁業	奇魚漁業、鳥付こぎ網漁業（瀬戸内海、三重方面の特殊な漁業）	10年 なし	—
	第5種共同漁業	内水面において営む漁業	10年 あゆ漁業、やまめ漁業等	H25. 9. 1～R5. 8. 31

2 内水面漁場計画について

(1) 内水面漁場計画とは（第67条）
水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、漁業権制度に基づき全体計画として作成するもの。
知事がその管轄に属する内水面について、5年ごとに定める。

(2) 内水面漁場計画に定める事項（法第67条第2項で準用：第62条第2項）

内 水 面 漁 場 計 画	
漁業権について（＝漁業権の免許の内容）	
漁場の位置及び区域	
漁業の種類	
漁業時期	
存続期間	
個別漁業権又は団体漁業権の別（区画漁業権のみ）	
団体漁業権について、その関係地区	
その他漁業権の設定に関し必要な事項	

(3) 内水面漁場計画の要件（法第67条第2項で準用：第63条第1項）

ア 漁業権全般に関する要件

内水面の総合的な利用を推進すること、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと
イ 適切かつ有効に活用されている漁業権に関する要件
漁場計画作成時に、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、その漁業権の内容とおむね等しい漁業権が設定されていること

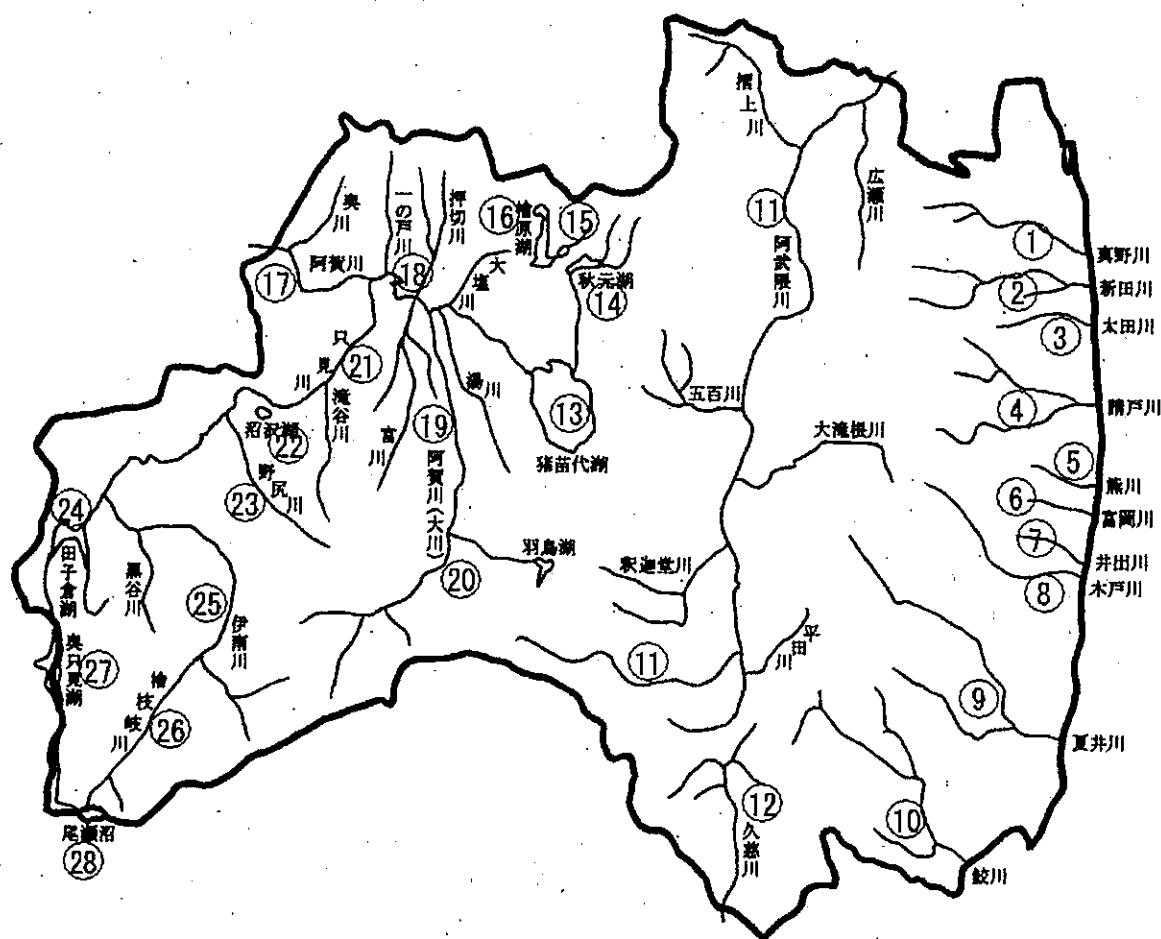
- 3 漁業権の免許までのスケジュール、内水面漁場管理委員会の役割
別紙3 「第五種共同漁業権一齊切替事務日程」のとおり

現在の漁業権免許状況

内水面漁業権内容

(1) 内水面共同漁業権漁場図

(数字は漁業権番号)



(2) 内水面共同漁業権

漁業権番号	漁業権 設定名 河川名	漁業権者	漁業の名称							
			こいふな	あゆうぐい	いわな	やまめ	ひめます	わかさぎうなぎ	"	"
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○
2	新田川	新田川・太田川〃	○	○	○	○	○	○		○
3	太田川	新田川・太田川〃	○	○	○	○	○	○		○
4	請戸川	室原川・高瀬川〃 泉田川〃	○	○	○	○	○	○		○
5	熊川	熊川〃			○	○		○		
6	富岡川	富岡川〃			○	○	○	○		
7	井出川	木戸川〃			○		○	○		
8	木戸川	木戸川〃	○		○	○	○	○		○
9	夏井川	夏井川〃	○	○	○	○	○	○		○
10	鮫川	鮫川〃	○	○	○	○	○	○		○
11	阿武隈川	阿武隈川〃	○	○	○	○	○	○		○
12	久慈川	久慈川第一〃	○		○	○		○		
13	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資〃	○	○		○	○	○		○
14	秋元湖	猪苗代・秋元非出資〃	○	○		○	○	○		○
15	小野川湖	檜原〃	○	○		○	○	○		○
16	檜原湖	檜原〃	○	○		○	○	○		○
17	阿賀川	西会津地区非出資〃	○	○		○	○	○		
18	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資〃	○	○	○	○	○	○		○
19	大川	会津非出資〃			○	○	○	○		○
20	大川	南会東部非出資〃	○		○	○	○	○		○
21	只見川	只見川〃	○	○	○	○	○	○		
22	沼沢湖	沼沢〃						○		
23	野尻川	野尻川非出資〃			○	○	○	○		
24	只見川	伊北地区非出資〃	○		○	○	○	○		○
25	伊南川	南会津西部非出資〃			○	○	○	○		
26	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村〃					○	○		
27	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資〃 檜枝岐村〃 魚沼〃	○	○		○	○	○		○
28	尾瀬沼 尻川	檜枝岐村〃 利根〃					○	○		

注1:大川は、阿賀川の上流部での別称

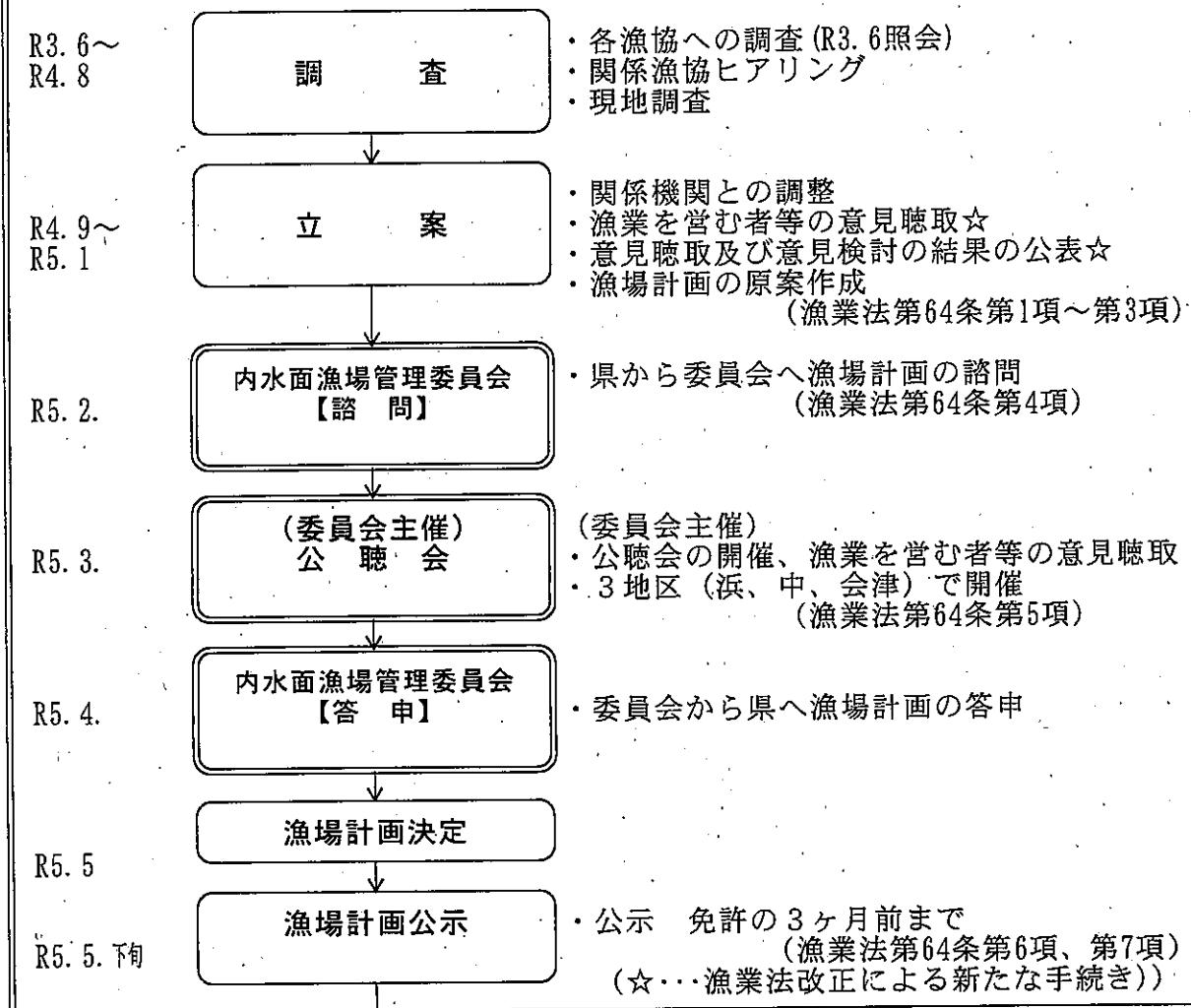
第五種共同漁業権 漁場計画案一覧 (令和5.9.1~15.8.31)

漁業権番号	河川名	現行漁業権者 (平成25.9.1~令和5.8.31)	事業の名称	いふなうぐいわなぎわかさぎいわなやまめひめますあゆもくすがに	備考
内共第 1号	真野川	野川漁業協同組合	○ *○ ○ ○ ○ ○	○ *○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 2号	新田川	新田川・太田川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 3号	太田川	新田川・太田川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 4号	戸川	宝原川・高瀬川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
浜内共第 5号	熊川	熊川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
浜内共第 6号	富岡川	富岡川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
浜内共第 7号	井出川	木戸川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 8号	木戸川	木戸川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 9号	夏井川	夏井川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 10号	蚊川	蚊川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 11号	阿武隈川	阿武隈川第一	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 12号	久慈川	久慈川第一	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 13号	猪苗代湖	猪苗代湖	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 14号	秋元湖	秋元湖	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 15号	小野川湖	小野川湖	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 16号	檜原湖	檜原湖	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 17号	阿賀川	阿賀川西会津地区非出资	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 18号	阿賀川	阿賀川非出资	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 19号	大川	大川会津非出资	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 20号	大川	南会津東部非出资	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 21号	只見川	只見川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 22号	沼沢湖沼	沼沢湖沼	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 23号	野尻川	野尻川非出资	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 24号	只見川	伊北地区非出资	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 25号	伊南川	南会津西部非出资	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 26号	檜枝岐川	檜枝岐村	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 27号	奥只見湖	伊北地区非出资	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
内共第 28号	只見川	只見川	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
	尾瀬沼	尾瀬沼	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎
	沼尻川利	沼尻川利	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*◎

○は継続する漁業権魚種 ◎は追加する漁業権魚種 ×は削除する漁業権魚種

第五種共同漁業権一斉切替事務日程について

漁場計画作成



免許事務

